

鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者及び要配慮者の家族・支援者の支援にあたる鳥取県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めることにより、災害時における被災者支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 福祉チームは、次に掲げる活動を行うこととする。

(1) 福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を鳥取県知事（以下「知事」という。）及び避難者が居住する市町村長に報告する。

イ 緊急に支援が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

(2) 避難者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 避難者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。

ウ 避難所等で活動している他の関係団体等と協力関係を築き、連携しながら活動を行う。

(3) 福祉避難所の運営支援

ア 福祉避難所の速やかな設置及び運営に協力し、避難者に対して生活支援、相談等を行う。

(4) 避難所等の環境整備

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行う。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 福祉チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

(事前手続き等)

第3条 協力団体との協定締結等については、次のとおりとする。

(1) 福祉チームの派遣に協力する団体又は協力施設等を所管する法人（以下「協力団体等」という。）は、鳥取県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書（様式第1号）を県に提出する。

(2) 県は、鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会（以下、「3会」という。）と、「災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定」（様式第2号その1）を締結するものとする。また、協力団体等と、「災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定」（様式第2号その2）を締結するものとする。

(3) 3会の長は、知事に対して、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有し、災害時にチーム員として活動可能な者に係る「鳥取県災害派遣福祉チーム員届出書」（様式第3号）及び「鳥取県災害派遣福祉チーム先遣隊等要員届出書」（様式第4号）を提出するものとする。

(4) 県は、前号の届出書にもとづき、「鳥取県災害派遣福祉チーム員登録名簿」（様式第5号）及び「鳥取県災害派遣福祉チーム先遣隊等要員登録名簿」（様式第6号）を作成し、「鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証」（様式第7号）を3会の長を通じて当該名簿に登録した者

(以下「福祉チーム員登録者」という。)に対し、交付するものとする。

- (5) 3会は、第3号あるいは第4号の届出内容に変更が生じたときは、「鳥取県災害派遣福祉チーム員等変更届出書」(様式第8号)を知事に提出するものとする。また、事情により登録を辞退する必要があるときは、「鳥取県災害派遣福祉チーム員等退任届出書」(様式第9号)を知事に提出するものとする。
- (6) 県は、3会から前号の変更届出書が提出されたときは、第5号又は第6号の登録名簿を修正するものとする。

(福祉チームの編成等)

第4条 福祉チームの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉チームの構成員(以下「福祉チーム員」という。)は、第3条第3号に規定する福祉チーム員登録者で構成する。
- (2) 福祉チームは、1チーム当たり3～5名程度で構成する。各福祉チームにはリーダーを置き、リーダーは、チームを統括する。
- (3) 福祉チームは、被害状況等に応じて順次派遣する。
- (4) 福祉チームの活動期間は、原則として災害の初期から1ヶ月程度とする。
ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(派遣基準)

第5条 福祉チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内で災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、知事が福祉チームを派遣する必要があると認めるとき。
- (2) 県内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。
なお、派遣要請は、原則として鳥取県災害派遣福祉チーム派遣要請書(様式第10号)によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- (3) 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都道府県から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。
- (4) その他特に必要であると知事が認めるとき。

(待機要請)

第6条 県は、災害等が発生し、前条の派遣基準に該当する可能性がある場合、3会の長に対し、福祉チームの待機を要請することができるものとする。

2 協定締結団体の長は、次に掲げる場合には、県からの要請を待たずに福祉チームを待機させることができるものとする。

- (1) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内で津波警報(大津波警報)等が発表された場合
- (3) その他福祉チームの派遣を要すると判断される災害等が発生した場合

(派遣)

第7条 県は、第5条の派遣基準に基づき福祉チームを派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討のうえ、派遣元となる3会に対して福祉チームの派遣要請を行う。

なお、派遣要請は鳥取県災害派遣福祉チーム派遣依頼書(様式第11号)により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の

提出を行うこととする。

- 2 知事から派遣要請を受けた3会の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事に報告し、派遣が可能なときは、第3条第4号に規定する鳥取県災害派遣福祉チーム先遣隊等要員登録名簿に掲載された者（以下、「福祉チーム先遣隊等要員」という。）のうち、災害時における福祉チームの事務局（以下、「福祉チーム事務局」という。）の責任者となる者を派遣する。
- 3 福祉チーム事務局は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課内に置き、福祉チーム先遣隊等要員で構成するものとする。
- 4 福祉チーム事務局は、被災市町村への先遣隊の派遣、福祉チーム員の編成及び派遣を行う。ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、3会の長が口頭で派遣を指示することも可とし、後日、改めて福祉チーム事務局が文書により派遣を指示するものとする。
- 5 先遣隊は、被災地の情報収集、被災地における災害派遣福祉チーム活動拠点の設置を行う。
- 6 福祉チームのリーダーは、各日の福祉チームの活動状況等について記録するとともに、鳥取県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第12号）を福祉チーム事務局へ提出し、福祉チーム事務局はこれを取りまとめの上、知事に報告するものとする。
- 7 福祉チーム派遣終了時は、福祉チーム事務局は、鳥取県災害派遣福祉チーム活動終了報告書（様式第13号）により知事に報告するものとする。
- 8 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定めるものとする。

（傷害保険、費用負担等）

第8条 福祉チームに係る傷害保険及び費用負担等については、次のとおりとする。

（1）傷害保険

県は、福祉チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、福祉チームの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。

（2）費用負担等

ア 災害救助法が適用された市町村に福祉チームが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法に定めるところにより費用を負担する。

イ ア以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく福祉チームの派遣費用の負担については、別に定める。

ウ 知事の派遣要請に基づかない福祉チームの派遣に係る費用については、県で負担しないものとする。

エ 県は、福祉チームの登録員を派遣した協定締結団体の長に対し、ア及びイの費用を支払うものとする。

（研修及び訓練等）

第9条 県は、福祉チーム登録員、協力団体等の長及び職員に対し、福祉チームの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の確保に努めるものとする。

また、福祉チーム登録員、協力団体等の長及び職員は、知事が開催する上記研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 本要綱施行日時点で、第3条第1項に規定する協定を締結している団体は以下のとおりである。

る。

- (1) 一般社団法人鳥取県社会福祉士会
- (2) 一般社団法人鳥取県介護福祉士会
- (3) 鳥取県介護支援専門員連絡協議会

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。